生第100189号	化成肥料	丸菱高度化成36号Cu	丸菱肥料株式会社
生第100190号	液体微量要素複合肥料	鉄力あくあ F 12	愛知製鋼株式会社
生第100199号	化成肥料	くみあいほう素入り葉菜専用化成ＳＴ404	サンアグロ株式会社
生第100206号	化成肥料	高度化成苦土ほう素入り370	片倉チッカリン株式会社
輪第100184号	化成肥料	やさい黒宝661	岩田産業株式会社
輪第100185号	副産苦土肥料	45副産苦土肥料	エスケー鉱産株式会社
輪第100192号	過りん酸石灰	17.5過りん酸石灰	トミクラ産業株式会社
輪第100194号	化成肥料	アグロ化成403号	株式会社東洋アグロ
輪第100195号	化成肥料	アグロ化成硝酸態窒素入り15号	株式会社東洋アグロ
輪第100196号	化成肥料	苦土有機入りらくれんエコ386	株式会社Ｊ・Ｋ・Ｃアグロ
輪第100201号	化成肥料	有機入り化成肥料16―2―2	株式会社サトシ・エンタープライズ
輪第100202号	化成肥料	有機入り化成肥料423	株式会社サトシ・エンタープライズ

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百八十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

源長寺沢

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成九年建設省告示第二千六十六号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線、標柱七号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県東村山郡山辺町大字根際字中丸　六四六番三地先水路敷　一号

字源長寺　六一三番一　二号から四号まで

六一三番一地先道路敷　五号

一八三九番　六号

字中丸　七〇〇番一二　七号及び八号

六八八番二　九号

六七七番二　十号

六四六番二　十一号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

弁財天沢

(三)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡大江町大字左沢字裏山　二五二五番三三五　一号

二五二五番三三七　二号

二六五七番一　三号

二五二五番三三八　四号及び五号

二六五七番一一　六号

二三一二番　七号

二五二五番二三九及び二四〇七番　八号及び九号

二三一三三番一一　十号

二三一三三番二一　十一号

二五二五番二六八　十二号

二三一三三番九　十三号

二三一三三番八

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東又川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十一年建設省告示第二千三百五十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡最上町大字東法田字東又山国有林二七林班　一号、三号及び四号

東又山国有林二七林班　二号

わ[1]小林班

ロ　次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を昭和四十一年建設省告示第二千三百五十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡最上町大字東法田字東又山　東又山国有林二七林班　五号、七号及び八号

東又山国有林二七林班　六号

さ[3]小林班

ハ　次に掲げる土地に存する標柱九号から十二号までを順次結んだ線及び標柱九号と十二号を昭和四十一年建設省告示第二千三百五十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県最上郡最上町大字東法田字東又山　東又山国有林二七林班　九号から十二号まで

さ[3]小林班

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大岩平沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を主要地方道菅野代堅苔沢線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県鶴岡市大字山五十三字小平　六三番一　一号及び二号

六五番三　三号

六五番二　四号から七号まで

六五番四　八号から十号まで

五六番五　十一号から十三号まで

六四番　十四号から十六号まで

五五番二　十七号から十九号まで

五五番四　二十号から二十二号まで

○国土交通省告示第七百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十六年八月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和三十六年建設省告示第百六号で指定した山谷川に掲げる土地及び昭和三十九年建設省告示第千二百十号で指定した山谷川に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱三号と四号を結んだ線の区間の土地の区域（昭和四十三年建設省告示第千三百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

山形県鶴岡市大字丸岡　字備前　二七八番一　一号

三一三番　二号

山形県鶴岡市大字上山谷　字大沢　一二四番　三号

九七番一　四号

二　昭和三十九年建設省告示第千百二十一号で指定した滝の沢川に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線と標柱三号と四号を結んだ線の区間の土地の区域

山形県鶴岡市大字青龍寺　字川内　二一七番　一号及び二号

山形県鶴岡市大字滝沢　字村下　一一七番　三号

一〇一番　四号

○国土交通省告示第七百八十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十一条の九の規定により、同法第五十一条の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第五十一条の十九第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏